

令和6年度 第4回 教育委員会定例会

令和6年7月12日、「令和6年度第4回教育委員会定例会」を開催しました。

(議事内容)

- 経過報告と今後の行事予定
夏季休業期間の各種行事等について、他
 - 管内教育長会議について
英語教育の推進、生徒指導、他
 - 町関係・当面する教育上の諸問題について
学校の留守番電話(ガイダンス)対応について
長期休業中の学校管理・教職員服務等について
中学校の制服の見直しについて、他
 - その他
中学校総合体育大会(中体連大会)について、他
- なお、議事詳細については議事録の開示を行いますので、教育課学校教育係までご連絡ください。また、教育委員会定例会は傍聴することができます。

問 教育課 学校教育係 ☎53-0201

行政相談月間 9月1日(日)から10月31日(木)まで



9月1日(日)から10月31日(木)は、「行政相談月間」です。行政相談委員は、住民の皆さんの毎日の暮らしの中で感じた行政サービスに関する意見や要望などを直接受け付け、住民と行政のパイプ役となり、解決のお手伝いをします。

町では月に1回、行政相談委員による相談所を開設しています。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にお越しください。

【と き】 毎月第2木曜日 午後1時～3時

【ところ】 社会福祉協議会

【行政相談委員】野田 泰臣さん

問 総務課 行政係 ☎57-8548
総務省熊本行政評価事務所 ☎096-324-1662

行政書士による 無料相談会を開催します

各種許認可・登録に関することをはじめ、法人設立や遺言・相続、内容証明書や契約書の作成に関することなど、皆さんの疑問や相談に行政書士が無料でお応えします。この機会にぜひご相談ください。

【電話無料相談】

- 日 時 10月1日(火) 午前10時から午後4時まで
- 電話番号 096-385-7301

【街頭無料相談会】

- 日 時 10月16日(水)・17日(木)
午前10時から午後4時まで
- 場 所 鶴屋百貨店本館7階 レストランアベニュー
レストスペース(熊本市中央区手取本町6-1)

問 熊本県行政書士会 ☎096-385-7300
(〒862-0956 熊本市中央区水前寺公園13番36号)

令和6年度 敬老年金給付のお知らせ

ご高齢の方に敬老の意を表し、敬老年金を給付します。

対象の方には通知をお送りしていますので、各地区で受け取りをお願いします。

- 対 象 者 令和6年8月1日現在において満85歳を超え、支給日現在引き続き3か月以上南関町に住所がある人
- 給付日時 9月13日(金) 午前9時～午前11時30分
- 給付金額 3,000円
- 給付場所 南関地区:南関町役場
賢木地区:ふれあい広場
大原地区:交流センター
坂下・四ツ原地区:南町民センター

●受け取りの際に必要なもの
通知書および印鑑(スタンプ式印鑑、代理人の印鑑、拇印は全て不可)

上記時間に来られない場合は、令和6年10月31日(木)まで福祉課で受け取りができます。代理受け取りの際は、通知書および対象者の認印をご持参ください。

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503

高齢者・障がい者のための 成年後見相談会を開催します

成年後見制度や相続・遺言、財産管理、福祉サービスの利用などについて、司法書士と社会福祉士が無料で相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

- 【相談例】
- ひとり暮らしの今後が不安
 - 遺産分割協議をしたいけれど、相続人の一人が認知症のようで心配
 - 障がいを持つ子どもの将来が心配だ
 - 親の年金が勝手に使われているかも
 - 介護が必要になった時の預金管理が心配

- 日 時 9月21日(土) 午前10時～午後4時
- 場 所 熊本県司法書士会館
(熊本市中央区大江四丁目4番34号)
- 相 談 料 無料
- 相談方法 面談相談(※要予約)
予約電話番号 096-364-2889
電話相談
当日相談専用電話番号 096-364-0800

問 熊本県司法書士会事務局 ☎096-364-2889

9月は動物愛護月間です

熊本県では、9月を「熊本県動物愛護月間」と定めています。ペットを正しく愛情を持って飼育できているか、今一度動物に対する向き合い方を考えてみましょう。



飼い主の人へ守ってほしい5か条
(環境省ホームページより)

- ① 動物の習性などを正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう。
- ② 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。
- ③ むやみに繁殖させないようにしましょう。
- ④ 動物による感染症の知識を持ちましょう。
- ⑤ 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう。

問 有明保健所 ☎72-2184
税務住民課 環境対策係 ☎57-8579
環境省ホームページ
<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/owner.html>

消防団を応援

地域を守る、信頼の企業

【消防団協力事業所を募集します】

消防団活動への協力が社会貢献と認められ、企業のイメージアップに繋がります。

「消防団協力事業所表示制度」表示マーク

「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に提示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができます。事業所のイメージアップに繋がりますので、多くの事業所の皆さまの参加をお待ちしております。

事業所の信頼性も向上

事業所の協力により
地域防災体制がより一層充実

消防団は地域防災の中核的存在ですが、団員数が年々減少し、全国で約200万人いた消防団員も今では約76万人となっており、このままでは、地域の防災体制に支障をもたらすことになると懸念されています。

このような状況の中で消防団の活性化を図るためには、被雇用者が入団しやすく、かつ、消防団員として活動しやすい環境の整備が求められ、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所の消防団活動に対する一層の理解と協力が不可欠となっています。

認定基準

- 従業員が南関町消防団員として、入団している事業所等
- 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- 災害時等において資機材等を南関町消防団に提供するなどの協力を行っている事業所等
- その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等

表示証

交付した表示証は事業所に掲げることができるほか、パンフレットやチラシ、ポスターなどの広報物に使用することができます。

優遇措置について

- 工事入札時の優遇(熊本県)
- 事業所の表彰
- 事業所名の公表 等

表示証交付の流れ

事業所などからの申請や推薦により、認定基準に適合していれば、認定を行い、表示証を交付します。表示証の有効期間は2年間で、その後は更新申請が必要です。

事業所の協力例

- 勤務時間中の消防団活動に対して便宜を図っている
- 地域防災の為に従業員の入団促進に積極的に関与している

消防団

「消防団協力事業所」として
掲示・ホームページ等で公表

社会貢献に取り組みている
会社さんです!

消防団活動の協力が社会貢献と認められ
その取組を広くPRできます。

住民・顧客・株主・取引銀行等から消防団協力事業所として評価され、
イメージアップにつながります。

信頼性の向上と
イメージアップ

入札参加資格の加点などの
優遇措置

消防団協力事業所表示制度の詳しい紹介及び映像を「消防庁の消防団ホームページ」でご覧いただけます。
<https://www.fdma.go.jp/relocation/syoboden/>
詳しくは南関町役場総務課消防交通係まで問い合わせください 電話 0968-57-8500